

愛西市地域防災計画（新旧対照表）  
**第 1 編 風水害等災害対策計画**

**第 1 章 総則**

頁	現行	修正案	備考				
10	<p><b>第 2 節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <hr/> <p><b>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">中日本高速道路株式会社</td> <td><u>高速自動車国道、一般有料道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> </table>	中日本高速道路株式会社	<u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	<p><b>第 2 節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <hr/> <p><b>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">中日本高速道路株式会社</td> <td><u>高速道路</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</td> </tr> </table>	中日本高速道路株式会社	<u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	
中日本高速道路株式会社	<u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。						
中日本高速道路株式会社	<u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。						

第2章 災害予防

頁	現行	修正案	備考
43	<p><b>第5節 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第2 ライフライン関係施設対策</b></p> <p><b>5 上水道施設等対策</b></p> <p>◆非常用電源 ○浄水施設、送水ポンプ等の施設は、自家用発電設備などの整備を推進、点検を実施し、非常時における作動を確保</p> <p>◆送配水施設 ○送、配水幹線については、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。</p> <p>○既設管については漏水防止に努め、<u>配水管網に関する地図システムの導入(検討)により</u>、計画的な配水管網整備更新を図るとともに、隣接水道管理団体施設との緊急時相互融通のための連絡管整備、相互援助協定の拡充等を検討する。</p> <p>○被災復旧に必要な水道水確保のため、配水池に緊急遮断弁、緊急給水取出口等の設置に努める。</p>	<p><b>第5節 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第2 ライフライン関係施設対策</b></p> <p><b>5 上水道施設等対策</b></p> <p>◆非常用電源 ○浄水施設、送水ポンプ等の施設は、<u>自家用発電設備など</u>の整備を推進、点検を実施し、非常時における作動を確保</p> <p>◆送配水施設 ○送、配水幹線については、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。</p> <p>○既設管については漏水防止に努め、計画的な配水管網整備更新を図るとともに、隣接水道管理団体施設との緊急時相互融通のための連絡管整備、相互援助協定の拡充等を検討する。</p> <p>○被災復旧に必要な水道水確保のため、配水池に緊急遮断弁、緊急給水取出口等の設置に努める。</p>	
46	<p><b>第6節 都市の防災性の向上</b></p> <p><b>1 都市の防災性の向上</b></p> <p>◆都市における公園等の整備 ○都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。</p> <p>○県及び市は、県広域緑地計画及び市緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定・検討、都市公園の整備を進めていく。</p> <p>○都市公園は、災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすため、その整備を推進していく。</p> <p>○都市内に残された良好な自然環境を有する緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として有効に機能するとともに、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、特別緑地保全地区等への指定を検討していく。</p>	<p><b>第6節 都市の防災性の向上</b></p> <p><b>1 都市の防災性の向上</b></p> <p>◆都市における公園等の整備 ○都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。</p> <p>○県及び市は、県広域緑地計画等に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定・検討、都市公園の整備を進めていく。</p> <p>○都市公園は、災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防火帯や避難場所等の防災機能の役割を果たすため、その整備を推進していく。</p> <p>○都市内に残された良好な自然環境を有する緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難場所等として有効に機能するとともに、市民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、特別緑地保全地区等への指定を検討していく。</p>	
53	<p><b>第7節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p> <p><b>8 家庭・地域における備蓄の推進</b></p> <p>◆家庭内・地域内備蓄の推進 ○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等<u>その他</u>の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>といった</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかけ</p>	<p><b>第7節 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p> <p><b>8 家庭・地域における備蓄の推進</b></p> <p>◆家庭内・地域内備蓄等の推進 ○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さら</p>	

頁	現行	修正案	備考
	<p>る。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>に、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	
<p>55</p>	<p><b>第8節 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令</li> <li>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動を喚起</li> <li>気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進</li> <li>指定緊急避難場所の指定、整備、避難計画の作成と避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、教育部、各施設管理部</p>	<p><b>第8節 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令</li> <li>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動を喚起</li> <li>気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進</li> <li>指定緊急避難場所の指定、整備、避難計画の作成と避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、各施設管理部</p>	
<p>58</p>	<p><b>5 避難誘導等に係る計画の策定</b></p> <p>◆浸水想定区 〇市は、市防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円域内にある滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、予警報の発令・伝達、市の防災計画 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について掲載する。（具体的内容は、本章第2節「水害予防対策」、本章第9節「避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策」に掲載）</p>	<p><b>5 避難誘導等に係る計画の策定</b></p> <p>◆浸水想定区 〇市は、市防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円域内にある滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、予警報の発令・伝達、市の防災計画 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について掲載する。（具体的内容は、本章第2節「水害予防対策」、本章第9節「避難所、要配慮者・帰宅困難者対策」に掲載）</p>	
<p>61</p>	<p><b>第9節 避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備の推進</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導と安否確認のため、避難行動要支援者に関する情報の把握と、関係者との共有の促進</li> <li>愛西市避難行動要支援者避難支援プランのほか「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用した情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進</li> <li>社会福祉施設等の管理者による、施設利用者を避難誘導するための多様な主体との協力体制の推進</li> <li>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</li> <li>帰宅困難者支援体制の整備</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部、各施設管理部</p>	<p><b>第9節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備の推進</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導と安否確認のため、避難行動要支援者に関する情報の把握と、関係者との共有の促進</li> <li>愛西市避難行動要支援者避難支援プランのほか「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用した情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進</li> <li>社会福祉施設等の管理者による、施設利用者を避難誘導するための多様な主体との協力体制の推進</li> <li>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</li> <li>帰宅困難者支援体制の整備</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、消防本部、各施設管理部</p>	
<p>63</p>	<p><b>第2 要配慮者・帰宅困難者支援対策</b></p> <p><b>4 避難行動要支援者対策</b></p>	<p><b>第2 要配慮者・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>4 避難行動要支援者対策</b></p>	

頁	現行	修正案	備考
65	<p>◆避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>○名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。</p> <hr/> <p>◆名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>○市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して台帳を作成する（災対法第49条の10第3項）。</p> <p>○避難行動要支援者となる難病患者の情報は、県と調整の上、取得する（災対法第49条の10第4項）。</p>	<p>◆避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>○名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p><u>○人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意する。</u></p> <hr/> <p>◆名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>○市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して台帳を作成する（災対法第49条の10第3項）。</p> <p>○避難行動要支援者となる難病患者の情報は、県と調整の上、取得する（災対法第49条の10第4項）。</p> <p><u>○障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法も考慮する。</u></p>	
76	<p><b>第12節 防災訓練及び防災意識の向上</b></p> <hr/> <p><b>第2 防災のための意識啓発・広報</b></p> <hr/> <p><b>2 市民に対する防災知識の普及啓発</b></p> <p>◆家庭内備蓄の推進（再掲）</p> <p>○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーカセットコンロ、カセットボンベ等<u>その他</u>の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p><b>第12節 防災訓練及び防災意識の向上</b></p> <hr/> <p><b>第2 防災のための意識啓発・広報</b></p> <hr/> <p><b>2 市民に対する防災知識の普及啓発</b></p> <p>◆家庭内備蓄<u>等</u>の推進（再掲）</p> <p>○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー<u>等</u>カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	

### 第3章 災害応急対策

頁	現行	修正案	備考								
83	<p><b>第1節 活動態勢（組織の動員配備）</b></p> <p><b>第2 配備基準及び防災活動体制</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制 第1次配備</td> <td>                     1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。                      ※自主避難者については、<u>各支所職員等</u>で対応し各支所・永和地区防災コミュニティセンター、文化会館で受け入れ、避難所開設後は避難所を利用してもらう。                 </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	情報収集体制 第1次配備	1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。 ※自主避難者については、 <u>各支所職員等</u> で対応し各支所・永和地区防災コミュニティセンター、文化会館で受け入れ、避難所開設後は避難所を利用してもらう。	<p><b>第1節 活動態勢（組織の動員配備）</b></p> <p><b>第2 配備基準及び防災活動体制</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制 第1次配備</td> <td>                     1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。                      ※自主避難者については、<u>原則、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織公民館</u>で受け入れ、<u>施設担当職員等</u>で対応し、避難所開設後は避難所を利用してもらう。                 </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	情報収集体制 第1次配備	1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。 ※自主避難者については、 <u>原則、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織公民館</u> で受け入れ、 <u>施設担当職員等</u> で対応し、避難所開設後は避難所を利用してもらう。	
配備体制	配備基準										
情報収集体制 第1次配備	1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。 ※自主避難者については、 <u>各支所職員等</u> で対応し各支所・永和地区防災コミュニティセンター、文化会館で受け入れ、避難所開設後は避難所を利用してもらう。										
配備体制	配備基準										
情報収集体制 第1次配備	1 本市に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報（以下「気象警報」という。）が発表されたとき。 ※自主避難者については、 <u>原則、文化会館、永和地区防災コミュニティセンター、立田支所、八開支所、佐織公民館</u> で受け入れ、 <u>施設担当職員等</u> で対応し、避難所開設後は避難所を利用してもらう。										
87	<p><b>第2節 避難行動</b></p> <p><b>第1 災害に関する情報の収集及び伝達</b></p> <p>◆気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。  <u>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u>                      注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。                      注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p><b>第2節 避難行動</b></p> <p><b>第1 災害に関する情報の収集及び伝達</b></p> <p>◆気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。                      注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。                      注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>									
121	<p><b>第4節 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5 防災活動拠点の確保等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 防災活動拠点の確保等</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 防災活動拠点の確保等	時期			<p><b>第4節 応援協力・派遣要請</b></p> <p><b>第5 防災活動拠点の確保等</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 防災活動拠点の確保等</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1 防災活動拠点の確保等	時期			
1 防災活動拠点の確保等	時期										
1 防災活動拠点の確保等	時期										

頁	現行	修正案	備考								
	<p>◆広域防災活動拠点 ○大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="549 388 1320 457"> <tr> <td>海南こどもの国（弥富市）</td> <td>11.1ha</td> </tr> <tr> <td>旧永和荘跡地（愛西市大井町）</td> <td>1.3ha</td> </tr> </table>	海南こどもの国（弥富市）	11.1ha	旧永和荘跡地（愛西市大井町）	1.3ha	<p>◆広域防災活動拠点 ○大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1727 388 2499 457"> <tr> <td>海南こどもの国（弥富市）</td> <td>11.1ha</td> </tr> </table> <p>◆ゼロメートル地帯広域防災活動拠点 ○大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1727 646 2499 716"> <tr> <td>旧永和荘跡地（愛西市大井町）</td> <td>1.3ha</td> </tr> </table>	海南こどもの国（弥富市）	11.1ha	旧永和荘跡地（愛西市大井町）	1.3ha	
海南こどもの国（弥富市）	11.1ha										
旧永和荘跡地（愛西市大井町）	1.3ha										
海南こどもの国（弥富市）	11.1ha										
旧永和荘跡地（愛西市大井町）	1.3ha										
122	<p><b>第5節 救出・救助対策</b></p> <p><b>第1 救出・救助活動</b></p> <table border="1" data-bbox="273 978 1418 1220"> <tr> <th>1 救出・救助活動の実施</th> <th>時期</th> </tr> <tr> <td> <p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。<u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u></p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p> </td> <td>A</td> </tr> </table>	1 救出・救助活動の実施	時期	<p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。<u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u></p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p>	A	<p><b>第5節 救出・救助対策</b></p> <p><b>第1 救出・救助活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1448 978 2594 1220"> <tr> <th>1 救出・救助活動の実施</th> <th>時期</th> </tr> <tr> <td> <p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。</p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p> </td> <td>A</td> </tr> </table>	1 救出・救助活動の実施	時期	<p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。</p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p>	A	
1 救出・救助活動の実施	時期										
<p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。<u>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</u></p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p>	A										
1 救出・救助活動の実施	時期										
<p>◆警察における救出活動 ○市（消防本部）は、県警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。</p> <p>○県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p>	A										
140  143	<p><b>第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <table border="1" data-bbox="273 1360 1418 1675"> <tr> <td> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul> </td> <td> <p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p> </td> </tr> </table> <p><b>第2 要配慮者・帰宅困難者支援対策</b></p>	<p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul>	<p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>	<p><b>第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <table border="1" data-bbox="1448 1360 2594 1675"> <tr> <td> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul> </td> <td> <p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p> </td> </tr> </table> <p><b>第2 要配慮者・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul>	<p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>					
<p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul>	<p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>										
<p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県避難所運営マニュアル等に基づく避難所の開設、受入、運営の実施</li> <li>市職員、自主防災組織等、市民の主体的な運営に参画し、ボランティア等と連携した避難所運営の必要性</li> <li>帰宅困難者等の発生による混乱の防止</li> <li>要配慮者及び男女双方の視点の違いや意見に配慮した対策の実施</li> <li>要配慮者の安否確認及び避難体制の確立と避難生活状況の確認体制の確保</li> </ul>	<p><b>実施機関</b></p> <p>総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>										
145	<p><b>第10節 水・食品・生活必需品等の供給</b></p>	<p><b>第10節 水・食品・生活必需品等の供給</b></p>									

頁	現行	修正案	備考								
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生に伴い、炊き出しその他応急食料及び日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品等（以下「物資」という。）を応急的に供給（貸与を含む。）</li> <li>被災地の実情を考慮した、時宜を得た物資の調達・供給</li> </ul>	基本方針	実施機関								
実施機関	企画政策部、市民協働部・支所、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、消防本部、海部南部水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生に伴い、炊き出しその他応急食料及び日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品等（以下「物資」という。）を応急的に供給（貸与を含む。）</li> <li>被災地の実情を考慮した、時宜を得た物資の調達・供給</li> </ul>	企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、上下水道部、教育部、消防本部、海部南部水道企業団								
158	<h3>第13節 ライフライン施設等の応急対策</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 575 1329 606">6 通信施設の応急措置</th> <th data-bbox="1344 575 1406 606">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 611 1329 978">           ◆移動通信事業者（株式会社NTTドコモ東海支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）           <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div> </td> <td data-bbox="1344 611 1406 978">B</td> </tr> </tbody> </table>	6 通信施設の応急措置	時期	◆移動通信事業者（株式会社NTTドコモ東海支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div>	B	<h3>第13節 ライフライン施設等の応急対策</h3> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1472 575 2516 606">6 通信施設の応急措置</th> <th data-bbox="2531 575 2594 606">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1472 611 2516 978">           ◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）           <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div> </td> <td data-bbox="2531 611 2594 978">B</td> </tr> </tbody> </table>	6 通信施設の応急措置	時期	◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div>	B	
6 通信施設の応急措置	時期										
◆移動通信事業者（株式会社NTTドコモ東海支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div>	B										
6 通信施設の応急措置	時期										
◆移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を実施</li> <li>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ①基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完            ②周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済            ③電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施         </div>	B										
第15節 鉄道災害対策	第15節 鉄道災害対策										

頁	現行	修正案	備考
163	<div data-bbox="281 241 1418 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1 情報の伝達系統 <span style="float: right;">時期</span></p> <p>◆情報の伝達系統</p> </div>	<div data-bbox="1457 241 2594 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>1 情報の伝達系統 <span style="float: right;">時期</span></p> <p>◆情報の伝達系統</p> </div>	



## 第4章 災害復旧・復興

頁	現行	修正案	備考
189	<p data-bbox="290 304 893 338"><b>第4節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">基本方針</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの確保・生活資金等の支給、そのための仕組みを構築</li> <li>・生活資金の継続的確保・コミュニティの維持回復・心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を推進</li> <li>・住まいの確保は、自力での住宅再建を基本に支援し、住宅の供給を促進、災害公営住宅を整備</li> </ul> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施機関</div> </div> <p data-bbox="1101 380 1397 506">企画政策部、市民協働部・支所、総務部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、会計室</p>	<p data-bbox="1466 304 2068 338"><b>第4節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">基本方針</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの確保・生活資金等の支給、そのための仕組みを構築</li> <li>・生活資金の継続的確保・コミュニティの維持回復・心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を推進</li> <li>・住まいの確保は、自力での住宅再建を基本に支援し、住宅の供給を促進、災害公営住宅を整備</li> </ul> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施機関</div> </div> <p data-bbox="2282 380 2579 506">総務部、企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、会計室</p>	

## 第 2 編 地震災害対策計画

### 第 2 章 災害予防

頁	現行	修正案	備考
220	<p><b>第 2 節 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第 1 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>◆民間住宅の耐震診断・耐震改修促進 ○市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査する。また、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断（住宅耐震化促進事業）を実施する。 ○耐震改修についても、工事費に補助をする耐震改修補助を実施して、耐震改修の促進を図る。</p> <p>◆一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を講じるよう普及啓発に努める。 ○県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。</p>	<p><b>第 2 節 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第 1 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</b></p> <p>◆民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進 ○市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査する。また、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断（住宅耐震化促進事業）を実施する。 ○耐震改修・除却についても、工事費に補助をする耐震改修・除却補助を実施して、旧基準住宅の耐震化の促進を図る。</p> <p>◆一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進 ○市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を講じるよう普及啓発に努める。 ○県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修等の促進など震前対策等の推進に努める。</p>	
226	<p><b>第 6 節 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所や指定避難所の選定及び整備、避難計画の作成</li> <li>避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進</li> <li>避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令</li> <li>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供、緊急速報メール機能等を活用し津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、市民協働部（支所）、各施設管理部</p>	<p><b>第 6 節 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所や指定避難所の選定及び整備、避難計画の作成</li> <li>避難に関する知識の普及、市民の安全の確保の推進</li> <li>避難情報は、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令</li> <li>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供、緊急速報メール機能等を活用し津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化の推進</li> </ul> <p><b>実施機関</b></p> <p>企画政策部、健康子ども部、保険福祉部、教育部、市民協働部、各施設管理部</p>	
227	<p><b>第 7 節 避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策</b></p> <p>第 1 編第 2 章第 9 節「避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策」を参照</p>	<p><b>第 7 節 避難所、要配慮者・帰宅困難者対策</b></p> <p>第 1 編第 2 章第 9 節「避難所、要配慮者・帰宅困難者対策」を参照</p>	
236	<p><b>第 12 節 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第 12 節 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	

頁	現行	修正案	備考
	<p style="text-align: center;">現行</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">基本方針</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関の協力を得る防災訓練の実施による相互協力体制の強化</li> <li>・予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化とあわせて市民の防災意識の高揚の促進</li> <li>・防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施</li> <li>・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を推進</li> </ul> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施機関</div> </div> <p>企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>	<p style="text-align: center;">修正案</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">基本方針</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関の協力を得る防災訓練の実施による相互協力体制の強化</li> <li>・予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化とあわせて市民の防災意識の高揚の促進</li> <li>・防災週間及び津波防災の日等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施</li> <li>・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を推進</li> </ul> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">実施機関</div> </div> <p>企画政策部、市民協働部、健康子ども部、保険福祉部、産業建設部、教育部、消防本部</p>	
	<b>第2 地震防災のための意識啓発・広報</b>		
	<b>2 地震に関する防災意識の普及</b>		
237	<p>◆防災に関する知識の普及</p> <p>○市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。この際には、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p>	<p>◆防災に関する知識の普及</p> <p>○市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。この際には、愛知県防災教育センターの活用を図る。</p>	
238	<p>◆家庭内備蓄等の推進</p> <p>○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等<b>その他</b>の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<b>など</b>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>○供給が困難になる場合が予想される高齢者用、乳児用等の食料品は、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう周知していく。</p>	<p>◆家庭内備蓄等の推進</p> <p>○防災訓練の機会の利用や、広報等を通じ、常時持ち出しができるよう生活用水・飲料水、食料品、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、カセットコンロ、カセットボンベ等の生活物資等日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<b>等</b>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>○供給が困難になる場合が予想される高齢者用、乳児用等の食料品は、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう周知していく。</p>	

### 第3章 災害応急対策

頁	現行	修正案	備考
243	<p><b>第2節 避難行動</b></p> <p>2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>◆地震に関する情報 (緊急地震速報(警報))</p> <p>○地震動により震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>○最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>○緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>時期 A</p>	<p><b>第2節 避難行動</b></p> <p>2 情報の種類・内容等 (気象庁又は名古屋地方気象台発表)</p> <p>◆地震に関する情報 (緊急地震速報(警報))</p> <p>○地震動により震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>○最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報(予報)を発表する。</p> <p>○緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上、または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。</p> <p>時期 A</p>	
260	<p><b>第14節 ライフライン施設等の応急対策</b></p> <p>3 通信施設の応急措置</p> <p>◆移動通信事業者(株式会社NTTドコモ東海支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</p> <p>○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</p> <p>①災害対策本部の設置 ・災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。</p> <p>②応急復旧活動の実施 ・基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。 ・周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済 ・電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。</p> <p>③災害用伝言板の運用(震度6弱程度以上) ・被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用</p> <p>④応援体制の確立 ・本社を中心にグループ全体としての応援体制により効率的復旧を図る。 ・西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧</p> <p>時期 B</p>	<p><b>第14節 ライフライン施設等の応急対策</b></p> <p>3 通信施設の応急措置</p> <p>◆移動通信事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</p> <p>○緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>○速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有</p> <p>①災害対策本部の設置 ・災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。</p> <p>②応急復旧活動の実施 ・基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。 ・周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済 ・電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。</p> <p>③災害用伝言板の運用(震度6弱程度以上) ・被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用</p> <p>④応援体制の確立 ・本社を中心にグループ全体としての応援体制により効率的復旧を図る。 ・西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧</p> <p>時期 B</p>	

別紙 東海地震に関する事前対策

頁	現行	修正案	備考																												
284	<p><b>第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p> <p><b>第2 災害応急対策等に必要な資器（機）材及び人員の配備</b></p> <p><b>1 資器（機）材・人員の配備</b></p> <p>◆通信確保用資器（機）材・人員の配備 ○市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備している無線機器の確認を行うとともに、必要な人員を配備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①無線通信施設（予備電源を含む。）を点検、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>②充電式携帯無線の完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。</p> <p>③災害現場等との通信手段を確保するために、応急用資器（機）材を準備及び確保する。</p> <p>④保守委託業者に保守体制の確立を要請する。</p> </div> <p>○西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報発表時、災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資器（機）材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p><b>第3節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p> <p><b>第2 災害応急対策等に必要な資器（機）材及び人員の配備</b></p> <p><b>1 資器（機）材・人員の配備</b></p> <p>◆通信確保用資器（機）材・人員の配備 ○市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備している無線機器の確認を行うとともに、必要な人員を配備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①無線通信施設（予備電源を含む。）を点検、動作状態を確認し、必要な措置を講ずる。</p> <p>②充電式携帯無線の完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。</p> <p>③災害現場等との通信手段を確保するために、応急用資器（機）材を準備及び確保する。</p> <p>④保守委託業者に保守体制の確立を要請する。</p> </div> <p>○西日本電信電話株式会社、<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報発表時、災害応急対策を実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資器（機）材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>																													
304	<p><b>第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策</b></p> <p>◆各施設における主な対応措置</p> <table border="1" data-bbox="320 1249 1421 1476"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言発令時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八開診療所</td> <td>継続</td> <td>・<u>注意情報発表を伝達し、帰宅を促す。</u> ・<u>警戒宣言時は外来診療中止及び交通機関の運行規制について周知</u> ・<u>外来自粛の要請</u></td> <td>中止</td> <td>・救急の場合を除き外来診療中止</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時		対応	備考	対応	備考	八開診療所	継続	・ <u>注意情報発表を伝達し、帰宅を促す。</u> ・ <u>警戒宣言時は外来診療中止及び交通機関の運行規制について周知</u> ・ <u>外来自粛の要請</u>	中止	・救急の場合を除き外来診療中止	<p><b>第5節 市が管理又は運営する施設に関する対策</b></p> <p>◆各施設における主な対応措置</p> <table border="1" data-bbox="1495 1249 2597 1367"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言発令時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八開診療所</td> <td>継続</td> <td>・<u>外来患者に帰宅を促す。</u> ・<u>外来診療の自粛</u></td> <td>中止</td> <td>・救急の場合を除き外来診療中止</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時		対応	備考	対応	備考	八開診療所	継続	・ <u>外来患者に帰宅を促す。</u> ・ <u>外来診療の自粛</u>	中止	・救急の場合を除き外来診療中止	
施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時																												
	対応	備考	対応	備考																											
八開診療所	継続	・ <u>注意情報発表を伝達し、帰宅を促す。</u> ・ <u>警戒宣言時は外来診療中止及び交通機関の運行規制について周知</u> ・ <u>外来自粛の要請</u>	中止	・救急の場合を除き外来診療中止																											
施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言発令時																												
	対応	備考	対応	備考																											
八開診療所	継続	・ <u>外来患者に帰宅を促す。</u> ・ <u>外来診療の自粛</u>	中止	・救急の場合を除き外来診療中止																											

# 第3編 原子力災害対策計画

## 第1章 総則

頁	現行	修正案	備考																																																																																																
316	<p><b>第1節 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第3 災害の想定</b></p> <p>(2) 原子力災害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡 美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td style="color: red;">定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (118.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td style="color: red;">定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高浜発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td style="color: red;">定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (87.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型	4号機	定期検査中	加圧水型	高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型	2号機	定期検査中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	4号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型	<p><b>第1節 計画の目的・方針</b></p> <p><b>第3 災害の想定</b></p> <p>(2) 原子力災害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡 美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td style="color: blue;">運転中 (82.6万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (118.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td style="color: blue;">運転中 (118.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高浜発電所</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">福井県大飯郡 高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td style="color: blue;">運転中 (87.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (87.0万 Kw)</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (82.6万 Kw)	加圧水型	大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型	4号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型	高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型	2号機	定期検査中	加圧水型	3号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型	4号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型	
原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																														
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			2号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			3号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														
			4号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
			2号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
			4号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														
原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																														
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			3号機	運転中 (82.6万 Kw)	加圧水型																																																																																														
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			2号機	廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																														
			3号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														
			4号機	運転中 (118.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
			2号機	定期検査中	加圧水型																																																																																														
			3号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														
			4号機	運転中 (87.0万 Kw)	加圧水型																																																																																														